

伊丹市規則第 4 4 号

伊丹市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（令和８年伊丹市規則第４４号）

伊丹市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成１８年伊丹市規則第３５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（介護給付費等の額の特例等） 第４条 （略） ２ 支給決定障害者等（<u>法第５条第22項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。）が、前項各号の２以上の規定に該当する場合は、いずれか一つの額の低い規定のみを適用する。	（介護給付費等の額の特例等） 第４条 （略） ２ 支給決定障害者等（<u>法第５条第24項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。）が、前項各号の２以上の規定に該当する場合は、いずれか一つの額の低い規定のみを適用する。 <u>（給付費等徴収吏員証）</u> <u>第７条 法第８条第１項及び第２項の規定による徴収金に関し、同条第３項の規定に基づく地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の３第３項の規定の適用を受けて地方税法（昭和25年法律第226号）の例により職務を行う職員は、その身分を証明する給付費等徴収吏員証（様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、こ</u>

(細則) <u>第7条</u> <u>様式その他この規則の施行</u>に関し必要な事項は，市長が定める。	<u>れを提示しなければならない。</u> (細則) <u>第8条</u> <u>この規則に定めるもののほか，この規則の実施</u>に関し必要な事項は，市長が定める。
--	--

付則の次に次の様式を加える。

(表)

	給付費等徴収吏員証		
	第	号	
写真	氏名		
	年 月 日生		
	年 月 日発行		
上記の者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第3項の規定に基づく地方自治法第231条の3第3項の規定の適用を受けて地方税法の例により職務を行うことができる職員であることを証明する。			
伊丹市長			印

5.3センチメートル

8.5センチメートル

(裏)

1 本証は給付費等の徴収に関する事務を行う場合には必ず携帯しなければならない。 2 本証は関係人の請求があったときはいつでもこれを提示しなければならない。 3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。